

県税の納期内納付にご協力ください!

平成20年度自動車税の納期は6月2日(月)



納期区納付のお願い

自動車税は、県の重要な自主財源で、道路や病院、県立学校の建設など、日常生活に欠かすことのできないさまざまな公共サービスを支えています。平成二十年度当初予算では、県税全体の約十三・三%と、大きな割合を占めています。

しかし、本県の納期内納付率は年々上昇しているものの、全国平均に比べ依然として低い状況です。

そのため、納期内に納付しない納税者に対して発送する督促状や催告書に多額の費用を要しています。

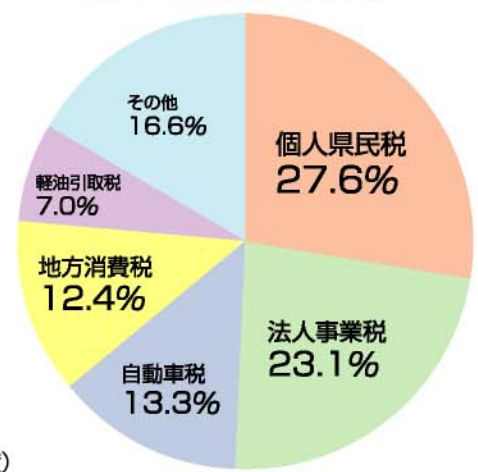
身近なところで役立っている自動車税、六月二日の納期限までに納めましょう。

コンビニでも納められます

自動車税は、金融機関窓口などのほか、ファミリーマート、コストア(旧ホットスター)、ローソンなどのコンビニエンスストアでも納めることができます。

※軽自動車税は市町村税のため、コンビニでは納められません。詳しくはお住まいの市町村にお尋ねください。

平成20年度県税予算の内訳



沖縄県及び全国平均の納期内納付率の推移



重要度を増した個人県民税

平成十九年度に実施された税源移譲は、より身近な行政サービスを行うため、国が集めて地方に配分している税金の一部(所得税)を、地方が独自で個人県民税・市町村民税として集めることができるようにしたものです。

その結果、本県では県税全体に占める個人県民税の割合が増え、平成二十年度県税予算のうち、二十七・六%が個人県民税と、最も高い割合となっています。

個人県民税も自動車税と同様に、身近なところで役に立っています。より良い公共サービスを行うためにも、納期内に納めていただくようお願いいたします。

市町村に納めます

個人県民税は個人市町村民税と併せて、平成二十年一月一日現在に住所のある市町村に納めます。そのため、個人県民税の納税通知書も市町村からお手元に届きます。納期は年四回に分かれていて、六月、八月、十月、翌年一月となっています。

住民税とは?

一般的に言われる住民税とは、個人県民税と個人市町村民税をあわせた呼び方です。二つの税は税率に違いはありませんが、課税や納税のしくみが同じなので、各市町村が事務手続きをまとめて行うことになっています。



※給与所得者(サラリーマンなど)で、給与から天引きされている方は除きます。

自動車税のグリーン化について

環境対策の観点から燃費性能などの優れた環境負荷の小さい自動車に対して、自動車税を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きな自動車は、税率を重くする「自動車税のグリーン化」が平成十四年度から実施されています。

①環境負荷が小さいため税率が概ね五十%から二十五%軽減される自動車

・平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までに新車新規登録をした自動車で、排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車

②環境負荷が大きいため税率が概ね十%上乗せされる自動車

・平成二十年三月三十一日までに新車新規登録から十一年を超えるディーゼルの車

・平成二十年三月三十一日までに新車新規登録から十三年を超えるガソリン車及び液化石油、ガス車(LPG車)

平成20年度個人県民税の第一期納期は6月30日

自動車税に関するお問い合わせ

- 県自動車税事務所 TEL.098-879-1627 FAX.098-879-1620
- 県宮古支庁県税課 TEL.0980-72-2553 FAX.0980-72-4115
- 県八重山支庁県税課 TEL.0980-82-3045 FAX.0980-82-2044

個人県民税に関するお問い合わせは各県税事務所もしくはお住まいの市町村へ

